

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例等の改正について

1 改正法の趣旨

大麻草の医療や産業における適切な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置が講じられた。

公布年月日:令和5年12月13日(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)

改正される法令:大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法

2 条例一部改正の概要

(1)滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正

・大麻取締法による規定の削除(第2条第1号)および関連する条項修正(第2条第3号、第9条第1項・第2項、第10条第1項、第15条)

(2)滋賀県使用料および手数料条例の一部改正

・大麻取締法の名称の改正に伴う文言の修正(第2条)
・大麻取締法に基づく大麻取扱者に関する規定の条項修正(第2条第2項第7号)

3 施行日

改正法の施行の日

4 今後の予定

令和6年6月県議会定例会議に条例改正案上程

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）

「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。
(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）
- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。
- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下的大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。
(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等的大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。
- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

等

施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

改正の主な内容と施行日について

第一段階（1年以内の政令で定める日から施行）（令和6年度前半を想定）

主な内容

【大麻草から製造された医薬品の施用／成分規制への移行】

- 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするため、大麻から製造された医薬品の施用、交付、受施用の禁止規定を削除する。
- 大麻及びその有害成分であるTHCを、麻向法における麻薬の一つとして法的に位置付ける。
 - ・ 大麻草から製造された医薬品は、麻薬として麻向法の免許制度の下で適正に管理、流通及び施用が可能となる。
 - ・ 大麻取締法の規定のうち、所持や輸入等の規制については、麻向法に基づく規制に移行する。
 - ・ 大麻取締法は、大麻草の栽培管理に特化した規定・法律へ（法律名や栽培免許の名称の変更等）。
法律名：「大麻草の栽培の規制に関する法律」 免許：「大麻栽培者」→「大麻草採取栽培者」
 - ・ 大麻研究者は、麻向法における麻薬研究者に移行・一本化。
ただし、大麻草の研究栽培を行う場合には、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣による免許）を必要とする。
 - ・ 栽培者による行政への報告事項の追加、帳簿の備付け、廃棄の届出、保管義務等の規定を整備。

【大麻の施用罪の適用等】

- 上記のとおり、大麻及びTHCを麻薬の一つとして位置付けることで、その不正な施用についても、麻向法の禁止規定及び罰則（施用罪）の対象となる（7年以下の懲役）。化学的変化により容易に麻薬を生じ得る成分（例：THCA）も麻薬とみなして規制を行う。

【大麻の有害成分の残留限度値の設定】

- 大麻草由来製品（例：カンナビジオール（CBD）製品）に関して、当該製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設ける（当該限度値以下であれば麻薬として扱われない）。法案成立後に、統一的な検査方法等を通知で定める予定。
- ※ 麻薬中毒者相談員制度を存置すること等に伴い、麻薬中毒者制度（措置入院制度を含む）は法律上、存置する。

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例および滋賀県使用料および手数料
条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）による大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）および麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 27 年滋賀県条例第 4 号）および滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正

麻薬及び向精神薬取締法の一部改正により、大麻が同法における麻薬と位置付けられたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 1 条による改正後の第 2 条関係）

(2) 滋賀県使用料および手数料条例の一部改正

大麻取締法の一部改正による題名の変更等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 2 条による改正後の第 2 条関係）

(3) その他

ア この条例は、改正法の施行の日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正
する条例

(滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年滋賀県条例第4号)の一部を次のよう
に改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「第2条第1号」を「第2条第
1項第1号」に、「同条第4号」を「同項第4号」に、「同条第6号」を「同項第6号」に改
め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰
り上げる。

第9条第1項および第2項中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

第10条第1項中「第6号」を「第5号」に改める。

第15条中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第2条 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改
正する。

第2条第2項第7号中「大麻取締法に」を「大麻草の栽培の規制に関する法律に」に、
「大麻取締法(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請
に対する審査の手数料

研究者

1件につき

6,500円

を

栽培者

1件につき

8,200円

」

「大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号。以下この号において「法」と
いう。)第5条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料

1件につき

8,200円

に、

」

「大麻取締法第 10 条第 5 項」を「法第 6 条第 3 項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者名簿の」に、「大麻取締法第 10 条第 6 項」を「法第 7 条第 3 項」に、「大麻取扱者免許証」を「免許証」に改める。

付 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）の施行の日から施行する。

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p><u>(1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻</u></p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物および同条第6号に規定する向精神薬</u></p> <p><u>(4)～(7) 省略</u></p> <p>第3条～第8条 省略 （知事指定薬物の指定）</p> <p>第9条 知事は、<u>第2条第7号</u>に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、または濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、滋賀県指定薬物審査会の意見を聴かなければならない。ただし、<u>第2条第7号</u>に掲げる薬物の濫用により、県民の生命または身体に対して重大な危害が発生し、または発生するおそれがあると認める場合であって、緊急を要し、あらかじめ滋賀県指定薬物審査会の意見を聴くいとまがな</p>	<p>第1条 省略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>（削除）</p> <p><u>(1) 省略</u></p> <p><u>(2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1項第1号に規定する麻薬、同項第4号に規定する麻薬原料植物および同項第6号に規定する向精神薬</u></p> <p><u>(3)～(6) 省略</u></p> <p>第3条～第8条 省略 （知事指定薬物の指定）</p> <p>第9条 知事は、<u>第2条第6号</u>に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、または濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、滋賀県指定薬物審査会の意見を聴かなければならない。ただし、<u>第2条第6号</u>に掲げる薬物の濫用により、県民の生命または身体に対して重大な危害が発生し、または発生するおそれがあると認める場合であって、緊急を要し、あらかじめ滋賀県指定薬物審査会の意見を聴くいとまがな</p>

いときは、この限りでない。

3～5 省略

(知事指定薬物の指定の失効)

第10条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる薬物に該当し、または指定されるに至ったときは、その効力を失う。

2・3 省略

第11条～第14条 省略

(公安委員会の要請)

第15条 公安委員会は、第2条第7号に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

第16条以下 省略

いときは、この限りでない。

3～5 省略

(知事指定薬物の指定の失効)

第10条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第5号までに掲げる薬物に該当し、または指定されるに至ったときは、その効力を失う。

2・3 省略

第11条～第14条 省略

(公安委員会の要請)

第15条 公安委員会は、第2条第6号に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

第16条以下 省略

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>大麻取締法</u>に基づく事務手数料 <u>大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査の手数料</u> <u>研究者 1件につき 6,500円</u> <u>栽培者 1件につき 8,200円</u> <u>大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更の手数料 1件につき 3,000円</u> <u>大麻取締法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付の手数料 1件につき 3,200円</u></p> <p>(8)～(91) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u>に基づく事務手数料 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下この号において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料 1件につき 8,200円</u> <u>法第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の手数料 1件につき 3,000円</u> <u>法第7条第3項の規定に基づく免許証の再交付の手数料 1件につき 3,200円</u></p> <p>(8)～(91) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>